

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年8月8日(火)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 境 澤 淳
室長補佐 五十嵐 由佳子
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金の改正決定の答申について

～ 令和5年度岩手県最低賃金の改正決定について答申が行われました ～

岩手地方最低賃金審議会（会長 まるやま 丸山 ひとし 仁）は、岩手県最低賃金（現行時間額854円）の改正決定について、岩手労働局長（あわむら 栗村 かつゆき 勝行）の諮問を受け、県内の景気動向、賃金の状況、中央最低賃金審議会の目安額等を基に調査審議を重ねて、8月8日に開催された第4回岩手地方最低賃金審議会において、下記のとおり答申を行いました。

この答申を受けて、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て官報公示を行い、早ければ10月4日に岩手県最低賃金が改正発効されることとなります。

記

時間額893円（引上げ額39円、引上げ率4.57%）

最低賃金制度と地域別最低賃金改正の手順

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金制度は、一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとされています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職業の種類を問わず、原則として当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、当該都道府県内の特定の産業について決定され当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用される「特定最低賃金」の2種類があります。

3 地域別最低賃金の決定方法と決定基準

最低賃金審議会の調査審議に基づき最低賃金を決定する「審議会方式」がとられており、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を聴いて決定します。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって、

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

の3要素を総合的に勘案して定めることとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

4 目安制度の概要

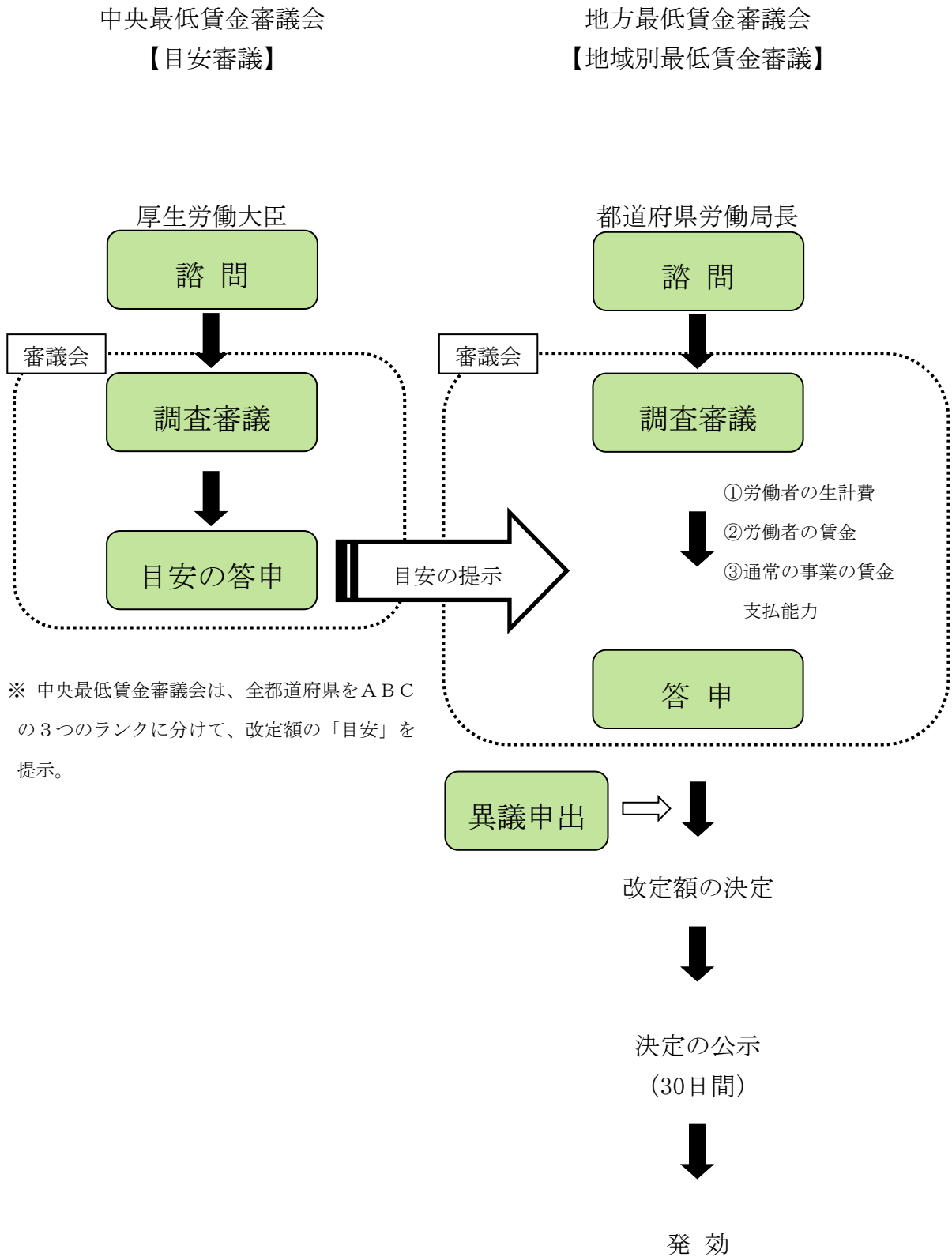
昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改定のための引上げ額の目安を示しています。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額については、従来、日額・時間額併用方式となっていたことが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても平成14年度以降時間額で示すこととなっています。

【参考】

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



岩手県最低賃金改正の推移

時間額単独方式に移行された平成14年度以降の岩手県最低賃金改正の推移は、次のとおりです。

年 度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発 効 年 月 日
平成 14 年度	605 (663)	1	0.17	平成 14 年 10 月 1 日
平成 15 年度	605 (664)	0	0	平成 15 年 10 月 1 日
平成 16 年度	606 (665)	1	0.17	平成 16 年 10 月 1 日
平成 17 年度	608 (668)	2	0.33	平成 17 年 10 月 1 日
平成 18 年度	610 (673)	2	0.33	平成 18 年 10 月 1 日
平成 19 年度	619 (687)	9	1.48	平成 19 年 10 月 28 日
平成 20 年度	628 (703)	9	1.45	平成 20 年 10 月 30 日
平成 21 年度	631 (713)	3	0.48	平成 21 年 10 月 4 日
平成 22 年度	644 (730)	13	2.06	平成 22 年 10 月 30 日
平成 23 年度	645 (737)	1	0.16	平成 23 年 11 月 11 日
平成 24 年度	653 (749)	8	1.24	平成 24 年 10 月 20 日
平成 25 年度	665 (764)	12	1.84	平成 25 年 10 月 27 日
平成 26 年度	678 (780)	13	1.95	平成 26 年 10 月 4 日
平成 27 年度	695 (798)	17	2.51	平成 27 年 10 月 16 日
平成 28 年度	716 (823)	21	3.02	平成 28 年 10 月 5 日
平成 29 年度	738 (848)	22	3.07	平成 29 年 10 月 1 日
平成 30 年度	762 (874)	24	3.25	平成 30 年 10 月 1 日
令和元年度	790 (901)	28	3.67	令和 元年 10 月 4 日
令和 2 年度	793 (902)	3	0.38	令和 2 年 10 月 3 日
令和 3 年度	821 (930)	28	3.53	令和 3 年 10 月 2 日
令和 4 年度	854 (961)	33	4.02	令和 4 年 10 月 20 日

※ 時間額欄の括弧書きは、全国加重平均額。